平成２１年（フ）第２９７７号
札幌市西区発寒16条４丁目７番８号
破産者　有限会社札幌ミチケン自動車工業
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９０８号
札幌市北区新琴似町998番地17
破産者　有限会社オフィスディザイア
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１７年（フ）第１０３０号
青森県むつ市田名部町８番39号
破産者　株式会社むつショッピングセンター
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７１１８号
神奈川県座間市相模が丘６丁目34－４－311　エステ・スクエア小田急相模原　ステージⅣ
破産者　大塚　春雄
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７０号
東京都八王子市上柚木３丁目19番地４－102
破産者　柳原　英子
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３２１０号
横浜市鶴見区生麦４丁目５番11―1009号
破産者　別所塗装工業有限会社
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９９号
愛知県豊橋市東田町字五反畑77番地の２
破産者　有限会社マックライフ
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２１１号
山口県周南市大字栗屋字奈切50番地の４
破産者　株式会社ツカサ
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７９号
秋田県由利本荘市川口字八幡前68番地13
破産者　小松　　忍
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第９４号
秋田県由利本荘市前郷字金神79番地１
破産者　熊谷美智子
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１６３号
山形県米沢市成島町１丁目４番13―２号　プレジデンシャル米澤303号室
破産者　田村亜希子（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第５１０号
埼玉県比企郡小川町東小川３丁目18番地11
破産者　増田百合子
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３２８５号
横浜市港北区新横浜１丁目１番地８　ライオンズプラザ新横浜502
破産者　三田　明美
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４号
富山市森４丁目１番２―223号　蓮町ハイツ２、開始決定時の住所富山市古志町６丁目58番地
破産者　田立　三藏
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１２号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1508番地の６
破産者　山田　秀吉
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６０９号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛130番地２
破産者　大野　昇子
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７７０号
愛知県津島市橘町６丁目106番地　ＹＯＫＯＩ　ＨＯＵＳＥ　Ⅶ101号
破産者　加藤　琢哉
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８１０号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛130番地２
破産者　大野　　忠
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３２８号
名古屋市熱田区花表町17番20号　花表団地210号
破産者　上原　治代
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８５号
京都市伏見区南寝小屋町46番地　ピジョンハイツイトー305号
破産者　桑原　　光
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係